

千葉県文化会館カフェ出店業者募集要領

1 目 的

文化会館の利用者に対して、飲食物を提供し、利便性や賑わいの創出を一層進めるため、千葉県文化会館へのカフェスペースの出店業者を次のとおり募集する。

なお、この募集は行政財産の使用を有償で許可するものであり、県が事業を委託するものではありません。

2 施設の概要

(1) 文化会館概要

所在地	千葉市中央区市場町 11・2 千葉県文化会館 1 階
リニューアルオープン日	令和 7 年 7 月 1 3 日（日） （令和 5 年 4 月から令和 7 年 7 月の約 2 年間に渡って大規模改修を実施。）
面積	建築面積 7,176.82 m ² 延床面積 11,357.44 m ²
開館時間	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分
千葉県文化会館利用状況	別紙 1 「千葉県文化会館利用状況」参照

(2) カフェスペース概要

面積等	内法面積 9 6.8 m ² （厨房 15.1 m ² 、カフェスペース 76.2 m ² 、従業員控室 5.5 m ² 、別紙 2 「カフェ位置図・図面・イメージ写真」参照） ※カフェスペース内にトイレ無し
使用可能期間	初年度は、令和 7 年 4 月 1 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。 以降の年度は、適正かつ円滑に運営された場合、更新可能（年度ごと）。
年間使用料試算	参考金額 年額 2 7 9, 1 2 4 円 （年額 5 5 8, 2 4 8 円の 1/2 免除後の額） ※令和 6 年度建築指数により試算。実際の使用料は、令和 7 年度の建築指数を基に算定しなす。 ※実際の使用開始日が年度の途中の場合には、日割り計算が適用される。
営業開始予定日	令和 7 年 7 月 1 3 日（日）
経費の負担	出店業者は、電気、上下水道を使用可能である。ただし、光熱水費（電気・上下水道使用料、ごみ処分料金等）、その他使用部分に係る経費の実費負担が必要である。 その他業務上必要な経費は、全て出店業者負担とする。
備品等	水回り関係（シンク（800×2000）、蛇口）以外の運営上必要な備品類については出店業者が用意すること（お湯を使用する場合、電気温水器の設置が必要）。 なお、備品等の修理は原則として出店業者負担により行うこと。 また、退去時には出店業者の負担で原状回復しなければならない。

3 営業日・時間

原則、休館日（※１）も含め、常時営業可能（※２）である。

ただし、大ホール又は小ホールでイベントがある日は営業すること。

※１ 休館日は、毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、１２月２９日～１月３日。

※２ 休館日及び開館時間外は会館のトイレは使用できない。

4 応募期間

令和７年２月１０日（月）から３月１２日（水）まで

5 応募条件

（１）から（６）の全ての要件を満たす法人又は個人とする。

（１）３年以上にわたって同種の事業実績があること。

（２）過去２年間に食品衛生法に違反したとして行政処分を受けていないこと。

（３）国及び地方税の滞納がないこと。

（４）誰もが気軽に利用できるメニューの提供ができること。

（５）応募をしようとする者又は法人の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない禁固以上の刑に処せられているものがないこと。

（６）応募をしようとする者又は法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

6 現地説明会

（１）日時：令和７年２月１９日（水） 午後２時から３０分程度

（２）場所：千葉県文化会館１階 東側入口

参加希望者は、２月１８日（火）午後５時までに千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課文化振興班へ、別紙申込書により下記アドレス宛申込みをすること（bunsin01@mz.pref.chiba.lg.jp）

※千葉県文化会館の駐車場については工事中の為、ご利用できません。お近くのコインパーキングに停めていただくようお願いいたします。

7 出店申請書の提出

（１）出店希望者は、下記の書類を期日までに提出すること。（持参又は郵送）

ア 出店申請書（様式１）

イ 企画提案書（様式２）

ウ 法人の場合…商業・法人登記謄本提出日前３カ月以内に発行されたもの
個人の場合…住民票

エ 定款…最新のもの（法人のみ）

オ 直近過去３年間の決算書類

法人の場合…貸借対照表、損益計算書等

個人の場合…確定申告書の写し

カ 直近過去３年間の納税証明書

法人の場合…法人税、消費税、法人事業税、法人住民税
個人の場合…所得税、消費税、個人事業税、個人住民税
キ その他 参考に会社のパンフレット等があれば添付

(2) 提出部数

1 部（提出いただいた書類は返却しません。）

(3) 提出期間

令和 7 年 2 月 1 0 日（月）から令和 7 年 3 月 1 2 日（水）（午後 5 時必着）

(4) 提出先

〒267-8667

千葉市中央区市場町 1－1

千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課文化振興班

電話 0 4 3－2 2 3－2 4 0 6 F A X 0 4 3－2 2 4－2 8 5 1

申請書等の様式は、千葉県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/bunkakaikan/bunka-kaikan.html>

8 選考方法等

(1) 選考方法

出店申請書類をもとに選定委員会で審査し、出店業者を合議の上決定する。

(2) 審査項目

ア 財務状況が良好か。

イ 経営方針が明確か、またそれに応じた年間収支計画となっているか。

ウ 「メニュー及び価格設定」は利用者にとって適切か。

エ 営業時間及び営業日数は、利用者にとって適切か。

オ 営業する上で、必要な人員体制が整っているか

カ 環境に配慮したカフェ運営になっているか。

キ 文化会館という場の特徴を生かし、魅力ある場所・時間を楽しめる工夫が
されているか。

9 その他

(1) 出店業者決定後、営業する権利を他人に譲渡又は再委託することは認めない。

(2) 営業上必要な事項は、営業を開始するまでにあらかじめ関係機関と協議を
行い、許可を受けておくこと。

(3) 出店業者決定後、千葉県知事宛てに「行政財産使用申請書」を提出しその許
可を得るとともに、千葉県文化会館の指定管理者である公益財団法人千葉県文
化振興財団との間で円滑な管理運営を図るために必要な事項（光熱水費等経費
の負担を含む。）について、協定を締結するものとする。